



## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に厳しい状態にある低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### 対象

次の養育要件①～⑤のいずれかに該当し、かつ所得要件ア・イのいずれかに該当する人

※すでにひとり親世帯分の給付金を受け取った人は対象となりません。

### 養育要件

①令和3年4月分の児童手当を受けた人
②令和3年4月分の特別児童手当を受けた人
③令和3年5月分～令和4年3月分の児童手当の新規認定や手当額増額の認定を受けた人
④令和3年5月分～令和4年3月分の特別児童扶養手当の新規認定や手当額増額の認定を受けた人
⑤①～④以外で、令和3年3月31日時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育している人(高校生のみ養育している人など)

### 所得条件

ア. 令和3年度分の住民税均等割が非課税の人
イ. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった人

### 給付額

児童1人当たり一律5万円

### 申請について

#### 受付期限

令和4年2月28日㊦

※養育条件①～④で所要条件アに該当する人は申請不要です。それ以外の人(高校生のみ養育している人や、収入が急変した人、②・④以外の公務員の人など)は申請が必要です。

#### 必要書類

詳しくはお問い合わせください。

申請書、添付書類(必要な添付書類は申請書に記載されています)

※申請書、収入(所得)額申立書は保健センター窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

#### その他

- ・所得要件アについて、税の申告が未申告の人(収入が無かったため申告しなかった人(被扶養者となっている人を含む))は税務室で申告した後に給付金の申請をしてください。
- ・住民税の課税状況について、電話でお答えすることはできません。本人確認書類をお持ちの上、税務室でご確認ください。

### ▶申請・問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室 ☎26-2248 (直通)

## 心と身体を整える運動教室



自重(自分の体重)を使って気持ちよく身体を動かす運動を行います。自粛生活で疲れた心と身体をリラックスさせましょう。

対象 ▶ 40～64歳で運動制限がない人

**日時** 9月9日～11月11日の毎週木曜日(9月23日、10月14日を除く)、計8回

**場所** 保健センター

**時間** 15:00～16:00

**定員** 10人(初参加者優先)

**申込期間** 8月23日㊦～25日㊧

### ▶申し込み・問い合わせ先

健康子育て課 健康づくり室 ☎54-7744 (直通)



児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人へ

現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当(児扶)の現況届・特別児童扶養手当(特児)の所得状況届は、8月分以降も引き続き手当を受けられるか審査するためのものです。手当を受給している人は、届出をしないと8月分以降の支給が停止されます。忘れずに提出してください。

児童扶養手当とは

母子・父子家庭や、父母がいないなどの児童の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。次の①～⑨のいずれかの条件にあてはまる児童(18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、障害児は20歳未満)を監護養育しているひとり親家庭の父・母または養育者に支給されます。

特別児童扶養手当とは

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

続き1年以上拘禁されている  
 ⑧婚姻によらないで懐胎した  
 ⑨父・母ともに不明である(孤児など)

△支給されないケース

- 児童が児童福祉施設などに入所している。(児扶・特児)
  - 異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある。(児扶)
  - 児童が障害を事由とする公的年金を受けている。(特児)
- ※一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。その他、支給されない場合があります。

児童扶養給者には7月下旬、特児受給者には8月上旬に通知を郵送しました。ご確認ください。

提出期間 (開庁時間に限り)	<p>児扶：8月2日(月)～19日(木)                  特児：8月12日(木)～20日(金)</p> <p>※窓口の混雑を避けるため、なるべく駒寄地区の人は奇数日、明治地区の人は偶数日に来てください。ご協力をお願いします。                  ※8月4日(木)は、保健センターで新型コロナウイルスワクチン接種が行われるため、受け付け人数が限られます。提出を希望する人は、子育て支援室に予約をしてください。</p>
提出するもの	<p>①児扶：現況届                  特児：所得状況届                  ②手当証書                  ③その他必要に応じた書類</p>

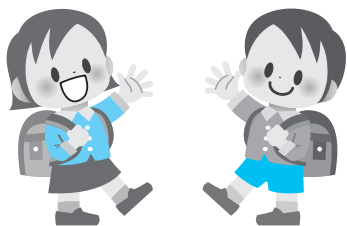
- ①父母が離婚した
  - ②父または母が死亡した
  - ③父または母が重度の障害の状態にある
  - ④父または母の生死が明らかでない
  - ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている
  - ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
  - ⑦父または母が法令により引き
- ※支給額は前年の所得に応じて決定されます。

児童扶養手当

児童の人数	1人の場合	2人目加算額	3人目以降の加算額 (1人あたり)
支給額 (月額)	全部支給 43,160円	10,190円	6,110円
	一部支給 43,150円～ 10,180円	10,180円～ 5,100円	6,100円～ 3,060円

特別児童扶養手当

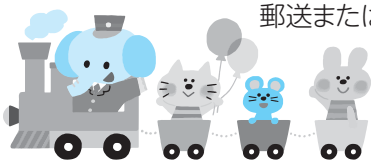
支給額(月額)	1級：52,500円	2級：34,970円
---------	------------	------------



※いずれの手当も、受給するためには申請が必要です。詳しくは問い合わせください。  
 ▼申請・問い合わせ先  
 健康子育て課 子育て支援室  
 ☎26-2248(直通)

わが家の愛ドルを募集しています

広報よしおか裏面の「わが家の愛ドル」のコーナーでわが子を紹介してみませんか？  
 2歳以下のお子さんを募集中です。  
 郵送またはメールで受け付けています。



▶問い合わせ先  
 企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

